

公 示

一般貸切旅客自動車運送事業の事業許可の更新に係る申請時期について

制 定 平成29年3月24日 九運公第111号

「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び認可等の申請に関する審査基準」（平成14年1月30日公示）に規定する事業許可の更新申請に関して、その申請時期を下記のとおり定めたので公示する。

平成29年3月24日
九州運輸局長 佐々木良

記

| 有効期間の満了の日 | 申 請 時 期 |
|-----------------|---------------|
| 4月1日から6月30日まで | 同年2月1日～2月末日 |
| 7月1日から9月30日まで | 同年5月1日～5月末日 |
| 10月1日から12月31日まで | 同年8月1日～8月末日 |
| 1月1日から3月31日まで | 前年11月1日～11月末日 |

附 則

この公示は、平成29年4月1日以降当局管内運輸支局において受理する申請から適用する。

なお、有効期間の満了の日が平成29年4月1日から6月30日までの事業者は、平成29年4月30日までに申請するものとする。ただし、有効期間の満了の日が平成29年4月1日から4月30日までの事業者は、有効期間の満了の日までに申請すること。